

K・A・ブシア著

『アシャンティの近代的政治
組織における首長の地位』K. A. Busia, *The Position of the Chief in the
Modern Political System of Ashanti*, Oxford
University Press, 1958 (reprint), xii+229 p.

I

本書の著者であるブシア博士 (Dr. A. K. Busia) は、1914年、ゴールド・コースト中部のアシャンティ地方における有力氏族であったウェンチ (Wenchi) の王族に生まれ、ロンドンおよびオックスフォード両大学に学んだ社会学者であるが、ゴールド・コースト政界の有力者のひとりでもある。

すなわち、かれは、1952年に野党の「会議党」(Congress Party) が結成されたとき、その初代党首となり、ついで54年の総選挙で国会に議席を得るとともに、57年には野党各派を再編成した「統一党」(United Party) の党首に就任した。しかし、かれは海外の諸大学で講義するなどの学究活動に専念してゴールド・コースト議会にはほとんど出席しなかったという理由によって、59年5月にはその議席を剝奪され、オランダに亡命してライデン大学の教壇に立つようになった。

かれは、政界入りして以来、一貫してエンクルマ政権と与党「会議人民党」(Congress People's Party) に対する批判勢力の中心としての立場を守りつづけてきたが、66年2月の軍事クーデターによってエンクルマ政権が崩壊したのは、故国に帰って市民教育センター所長の職にあったが、69年8月の総選挙で首相に就任し現在にいたっている。

ところで、小稿においてとりあげるブシア博士の著書は、かれがオックスフォード大学の人類学・地理学部に提出した博士論文である。

最初、かれは “Family, Clan, and Kinship: A study of the influence of contemporary social changes on Ashanti society” というテーマでの論文作成を構想していたが、この課題を究明するためには首長 (chief) の政治的地位をより総括的に理解しなければならないと考え、表記のテーマに変更したのである。

かれは、1941～42年にわたってアシャンティ地方での調査にあたったが、その重点はマンボン (Mampong)、ウェンチ、およびクマシ (Kumasi) の地域に限られ、その他の地域では補足的な調査を行なったにすぎなかった。

著者自身が、本書の序文の中で述べているところによれば、この論文はつぎのような意図のもとに執筆されたのである。

すなわち、その第1は、イギリスの統治下にはいる以前のアシャンティ地方における政治機構の実態を明らかにすることであり、第2には、そのような、いわば伝統的な政治機構がイギリスの統治下において、どのような変容をとげたのかを示すことである。そして、第3に、これまでアシャンティ社会の研究では第一人者であるとされてきたラットレー (R. S. Rattray) の主張する「アシャンティ社会封建制説」を批判することにおかれている。

この意図を果たすために、かれは、ラットレーの “Ashanti Law and Constitution” をはじめとして、クラリッジ (W. W. Claridge) の “A History of the Gold Coast and Ashanti”, ワード (W. E. F. Ward) の “A History of Ghana”, ボウデイチ (T. E. Bowdich) の “Mission from Cape Coast Castle to Ashantee” などから資料を収集するとともに、クマシ滞在中、アシャンティ全域の首長や長老たちとの接触を通じて多くの情報を得ることができたとしている。

そこで、小論においては、そのような著者の意図が本書の中でどのように展開されているかを明らかにし、ついで、それをアシャンティ研究の中ではどのように位置づけ、評価すべきかに関して若干の叙述をすることにしたい。

II

本書は、つぎのように構成されている。

- 第1章 首長職の政治機構的側面
- 第2章 首長職の宗教的側面
- 第3章 首長職と土地制度
- 第4章 行政と司法
- 第5章 アシャンティ連合
- 第6章 イギリスの統治と首長 (1) 社会変容
- 第7章 イギリスの統治と首長 (2) 地方政府
- 第8章 アシャンティ連合評議会
- 第9章 今日の首長

まず最初に、第1章で著者は、アシャンティ社会の血縁組織から説きおこして、今日のガーナでアシャンティ族と呼ばれる人びとがどのようにして村落を形成してきたかを述べるとともに、その地域社会における首長や長老あるいは青年層が、それぞれ政治的にはどのような機能と役割を持っていたのかなどについて明らかにしている。

すなわち、アシャンティ社会において、人間は母からは「血」、父からは「精神」を受け継いでおり、そのため、子供は宗教的には父と強く結びついているが、それ以外の権利や義務は母から受け継ぐものとされている。

さらに、今日、アシャンティ族といわれる部族は、その伝説によれば、デンキーラ族 (Denkyira) との戦いに破れてアダンシ地方 (Adansi) から逃亡してきた人びとが、最初にこの地方へ移住してきたことに起源するのである。そして、かれらはリネージ集団ごととにきわめて強く結束しており、リネージ成員はたがいに寄り集まって住み、たとえば、同一リネージの男子成員はリネージ長の家で食事をとるのが日課となっていた。さらに、リネージ成員は、家屋の建築や農地の開墾、道路清掃、あるいは冠婚葬祭などの際にはたがいに協力したのである (pp. 6~7)。

ところで、本書において展開されている著者の主張を正確に理解するためには、アシャンティ社会における首長の選挙の方法またはそのプロセスを知らなければならないが、それは、のちの説明にゆずるとして、ここでは首長の機能を著者の叙述にしたがって概説する。

著者によれば、少なくとも1900年頃までのように、部族間の紛争・対立が多発した時代、首長や長老たちは、軍事的にきわめて重要な義務を担っていた (p. 14)。

つまり、各首長は、「前衛隊」、「左翼」、「右翼」、「本隊」、および「後衛隊」より成る軍隊を編成し、みずからは全軍の総指揮官となると同時に、各分隊長には長老を配したのである。

このような、軍事的な機能とともに、アシャンティ連合の分国首長は、連合の大首長であるアサンテヘネ (Asantehene) に対しては、つぎのような義務を課せられていた。

すなわち、(1)軍事的協力の義務、(2)アシャンティ連合における統合の象徴である「黄金の床几」(Golden Stool)の敷物にする象皮を、火薬などとの交換で提供する義務、(3)大首長の許可なく他の分国とのあいだで戦闘を交えないこと、(4)クマシで定例的に開催される祭 (Odwera) に

出席して大首長に忠誠を誓う義務、(5)大首長の許可なく死刑の宣告をしないこと (pp. 17~18)。

著者が本章で強調している点は、つぎのように要約することができる。

それは、先に引用したように、各分国の首長は、大首長 (アサンテヘネ) から課せられている諸々の義務によって、その行為が規制されており、その義務に反したばあいには、かれらは大首長から武力による制裁を受けるという点であり、さらにまた、首長の行為はすべて長老会議 (council of elders) の承認を必要とし、それに違反した首長は、一般民衆によって解任 (destoolment) されるという点である。

著者の指摘するところによれば、アシャンティの首長は、あくまでも一般民衆とかれらの祖先の霊とを結ぶ精神的な連帯の象徴にすぎないのである。

そこで、ブシア博士は、首長の宗教的立場について、ラットレーの研究成果を紹介しつつ第2章において詳細な論述を展開している。

そして、第3章では、アシャンティの首長が、そのいわば世俗的な権限の発動という点において、いかに強い制約を受けているかを伝統的な土地制度の特徴を明らかにしながら展開するのである。

すなわち、アシャンティ社会において土地は、祖先の霊が宿る神聖な場として広く認識されており、首長は、たんに土地の管理人であるにすぎないのである。土地の用益権は、リネージ単位で首長から配分されるのであるが、そのばあいでも当該リネージの長はたんなる土地の管理人にすぎず、リネージ成員の同意を得ないで土地を売り渡したり、担保に入れたりすることはできないのである (p. 47)。

なお、次章以下においても著者が詳細に述べているように、18世紀初頭にアシャンティ連合が結成されたが、それを構成する各分国の土地はアサンテヘネ (大首長) に所属するのではなく、依然として各分国の首長に所属 (管理と配分の権利) していた。アシャンティ連合は、その強力な軍事力を背景として、テチマン (Techiman)、ドーマー (Dormaa)、ヌコランザ (Nkoranza)、あるいはジャマン (Jaman) などの諸地域を征服し、分国として連合体に組み入れていったが、それらの分国のばあいでも、その土地の管理と配分の権利は従来どおりに各分国の首長の手に残されたのであった (p. 53)。

さらに、アシャンティ連合の分国であったジュアベン (Juaben) は、1879年に反乱を起こして連合から分離・独

立を図ったが、これを鎮圧したアサンテヘネは、ジュアベン
の土地を没収することはしなかったのである。

つまり、アシャンティ社会において、首長はあくまでも土地の
管理人であるにすぎず、その権限の範囲内でその地域社会の住
民の福利の向上を図らねばならなかったのである。

そこで、一般住民たちは、首長がその義務と責任を十分に果
たしうるように、たとえば、首長の家屋を建設したり、首長の
職務の遂行を手助けする従僕を提供したり、首長の食料を提
供するとか、あるいは、葬式や戦争などの際に必要となる金
銭を納付するなどして首長に協力したのである。

したがって、アシャンティ社会で首長は、その責務遂行のため
の役務は十分供与される立場にあったが、私的な富は貯える
ことはできなかつたといえる(pp. 50~51)。

著者は、以上のような叙述をしたのち、ラットレーによって
提示されているアシャンティ社会を『封建社会』と規定する
説にふれて、ラットレーはアシャンティ社会にイギリス中世
における封建主義の概念をあてはめようとしているが、当該
社会においては、土地の私有 freehold、賃借 leasehold、
封土 fiefs などの言葉によって説明されるような封建制に
特有の制度は存在しないのであるから、誤った概念規定であ
ると主張しているのである(pp. 58~60)。

つまり、著者自身の言葉によれば、「アシャンティの土地
制度は、すでに述べてきたように、血縁の連帯、部族への忠
誠、および祖先の主権の優越に基礎を置いていたのであって、
国王の広範な所有権にもとづいたイギリスの封建的土地制
度とは、基本的に異なっている」(p. 60) のである。

ついで、著者は第5章において、アシャンティ連合について、
各分国が連合体を形成しえたのは、土地を媒介とするのでは
なくて、アサンテヘネに対する忠誠によって初めて可能とな
ったと述べている。そして、その背後には、当該連合にお
いて軍事機構が強力に発展したためであったとも述べてい
る。

すなわち、アサンテヘネは、本隊、右・中翼、右翼、左・
中翼、左翼、および後衛より成る軍隊の総指揮官であり、
この軍隊が連合の防衛と、他部族への侵略においていかに
有効に機能したかということは、アシャンティ周辺の諸部
族を征服しただけではなく、1806年から1900年にいた
るあいだに8回にわたってイギリスの軍隊と交戦した事
実によっても明らかであるとしている(p.

90)。

さらに、そのような強力な軍事組織の存在は、アシャン
ティ連合内部の反乱を阻止して、その統一を維持するの
にもきわめて効果があった。

そして、連合軍隊の組織と戦闘力が強大なものとなる
にしたがって、アサンテヘネの地位も高められたが、か
れは独裁的君主ではなく、その行為は諸々の制約を受け
ていた。

たとえば、死亡や解任によってアサンテヘネの選出が
必要となつたばあい、そのボディー・ガード担当の首長
(Gyasehene) はクween・マザー(アサンテヘネの母や
姉妹である)に対して候補者の選抜を依頼する。いっぽ
う、Gyasehene はクマシ地域の各氏族の首長や長老に
よる会議を召集し新任のアサンテヘネ選出について議論
し、改めてクween・マザーに対して正規の候補者を指
名するよう申し入れる。そこではじめて、クween・マ
ザーはクマシ地域の王族であるオヨコ氏族(Oyoko)の
成員と討議したのち候補者の選定を行なう。そのように
して指名された候補者が、選挙人の大多数によって順当
であると同意されたばあいには、一般住民にも広く告示
されるとともに、各分国首長にも候補者が通知される。
選挙日の決定が行なわれたのち、当日には各分国の首長、
およびクマシ地域の各氏族の首長と長老全員が集まって
投票を行なう。

このような方法で選出されたアサンテヘネは、各分国
首長とおなじく、かれの長老会議(Elders of Council)
の助言と支援を得て職務を遂行しなければならないので
ある。そして、アシャンティ社会では「首長を選んだもの
は、それを解任する権利を持っている」ことが鉄則とし
て広く認められてきたのである(p. 99)。

アサンテヘネが、この鉄則を破つたために失脚した例
はけっしてめずらしくはない。

たとえば、1874年にアサンテヘネとなったカカリ(Kofi
Kakari)は、その長老会議には何の相談もしないで、王
室博物館から黄金の装身具や貴金属を持ち出したため、
長老会議によってその行為は非合法的かつ神聖を汚す
ものであるとの非難を加えられて、大首長の座から追
放されたのである(p. 99)。

そのように、アシャンティ連合の長老会議は、きわ
めて重要な権限を持っていたが、その機能は大要つぎの
ようなものである。すなわち、(1)戦争について協議する
こと、(2)クマシにおいて行なわれる例祭(Odwera)を
執行すること、(3)アサンテヘネが裁決を下すに先だ
って、連

合の存廃にかかわる重大事に関する裁判を開くこと、および(4)アサンテヘネの就任と解任についての協議を行なうこと (p. 101)。

第6章で、著者はイギリスの植民地政府が1902年から1947年にかけて行なった行政組織の改革と、それにとまって起こった伝統的権威の変容について論じている。

すなわち、植民地政府は、1902年にアシャンティ地方を四つの「郡」(District)に分割したが、1907年にはその呼称を“District”から「州」“Province”に変更し、ついで1921年には4州を二つの州に統合するとともに、そのうちのアシャンティ州を七つの郡に分割した。

そして、第2次大戦後の1947年にはその7郡を四つの郡に再編成したのである。このような行政区画の統廃合の過程では、郡の首都となるか否かがその地区(町)の盛衰を大きく左右したため、各地の首長は競って自分の町を首都とする運動を起こした。この状況の中で、植民地政府は各地の首長勢力と結びついて、首長の任命にまで介入・干渉するようになっていったのである。そのような、政府当局による伝統的慣習を無視した行為は、アシャンティの人びとの強い反感を買うこととなり、たとえば、1906年にジュアベンの首長が死亡し、代わってその弟が政府当局の任命で首長職を継いだことに対してはクィーン・マザーをはじめとして、王族リネージの成員や各長老などからも強硬な反対運動が起こったのである (p. 106)。

さらにまた、イギリスの統治下においては伝統的支配者層と青年層とのあいだの対立と紛争も激化していた。

すなわち、1915年から16年にかけて、クマウ(Kumawu)の首長が植民地政府の要請にもとづいて徴収した第1次大戦のための戦費を、私的に着服したことに對し、当該地域の青年層は暴動を起こし、けっきょく、その首長は当局によって解任されたのである。

1896年以来、植民地政府はイギリス人将校を司令官とするアフリカ人の軍隊をクマシなどの地域に駐留させて、治安の維持にあたらせたが、アシャンティの人びとは1917年にいたるまで、その軍隊には入隊することが許されなかった。そのため、先に述べたように、アシャンティの各首長は伝統的には軍事上の指揮官であり、それによって、かれの地位が権威づけられていたのであったが、イギリスの統治下に置かれるようになって以来、首長の軍事上の主導権は失われ、けっきょく、その権威もしだいに消滅していったのである。

さらにまた、イギリスの統治下にはいつて以来、ココ

ア栽培や道路の建設、鉱山開発などが活発化し、クマシには1907年までに11のヨーロッパ系企業が設立され、アフリカ人の人口規模も1906年にはわずかに6250人にすぎなかったものが、1911年には1万8853人となり、1931年には3万5829人にまで激増した (p. 123)。

そして、この地方にココア栽培が普及するにもなると、土地用益権のリネージ単位での譲渡という慣行は、しだいに崩壊して個人的な土地所有への移行が起こってきた。

そこで、たとえばある農夫が自分の所有するココア農地をその子供に相続させたいと希望して、かれの母系リネージによる承認を求めようとしても、ほとんどの場合それは拒否された。この結果、当該農夫の妻・子供と、かれの母系親族である兄弟・姉妹・甥などとのあいだで相続についての訴訟が起こったのである。さらに、同じリネージ成員のあいだでも、たとえばある農夫の兄弟と甥、あるいは従兄弟のあいだなどでは、ココア農地の相続をめぐる紛争が起こったのである。著者が面接したマンボン近郊のダホ村(Daho)の農夫は、このような社会の風潮を「ココアが血縁のきずなを破壊した」と述べていた (p. 127)。

さらにまた、クマシを中心とするアシャンティ地方へ、ゴールド・コースト各地から流入する人口が増加するにもなると、それらの移住者をどのようにアシャンティ社会の中に位置づけるかという新たな問題が発生した。

その一つは、それらの移住者(アシャンティの人びとからは“strangers”と呼ばれていた)が、当該地方の社会開発に必要な資金を納税によって負担すべきか否かという問題である。つまり、納税は、その対象となる人間が現に居住する地域の首長に行なうのか、あるいは、かれの出身部族の首長に対して納税するのかという点で、1943年から45年にかけて多くの論議が行なわれた。しかし、アサンテヘネは出身部族の首長に対して納税すべきであるとの決定をくだしてこの問題に一応の結論をだした。

ついで、第7章では、イギリスの植民地支配のもとにおいて、アシャンティの地方行政はどのような変容をとげたかが論じられている。

植民地政府は、1924年に「原住民権限法」(Native Jurisdiction Ordinance)を公布して、各首長の権限を明確に規定し、ついで、1935年には「原住民権限法」(Native Authority [Ashanti] Ordinance)を布告して、当該地方には政府当局から総督の名代として首席弁務官

(Chief Commissioner) と副首席弁務官 (Assistant Chief Commissioner) およびそれぞれ7名の郡長官 (District Commissioner) と副郡長官 (Assistant District Commissioner) を派遣すること、それと併行して、首長や長老会議などの伝統的權威の存続も認めるとした。

このばあい、首長は従来どおり伝統的慣習にもとづいて選出されるが、首長職に就任する前に、総督から正式に承認を受けなければならなかった (pp. 140~142)。

つづいて、著者は第8章において、1935年に当時の植民地政府によってその復活が認められた「アシャンティ連合評議会」(Ashanti Confederacy Council) について述べているが、その内容の紹介は別の機会にゆずるとして、第9章における論述をみることにする。

この章において、著者は、これまで述べてきたアシャンティ地方における首長の伝統的權威が、イギリスの植民地支配のもとでは、どのような変容をとげたかを、1940年代に起こった事例を引用しながら明らかにしている。

まず、首長の経済的地位の変化について、これまでみてきたように、首長は伝統的には私有財産を持たず、私的な富を貯える目的で交易などを行なうことはできなかったのであるが、ココアの栽培が普及したり、新たな経済活動の機会が生まれるようになると同時に、一般住民たちは、それまで自発的に行なってきた首長に対する諸々の役務の供与をしなくなり、また、買納物の提供も行われなくなっていく。

そのため、1906~9年頃、アシャンティ各地の首長のある者は、その広大な邸宅をヨーロッパ人に賃貸したり、あるいはみずから商業などの事業を営むようになっていた。

そして、著者は、1942年にはココア取扱商人であると同時にゴム加工業とタイル製造工場の経営者をも兼ねている首長に会っている。

このようにして、多くの首長が私有財産を貯えるようになっていったので、1942年にアサンテヘネは各地の首長を召集して会議を開き、そこでつぎのような決議を行なった。

すなわち、首長はなんらかの事業を行なうにあたってその長老会議の承認を得なければならず、その事業から得られる利益と、事業が失敗したばあいに生ずる損失とは、ともに首長職に帰すものとし、首長個人には帰属することにならない。また、首長は、その長老会議の承認を得ずにいかなる人物の保証人となることはできず、か

りに保証人となった結果として首長職に負債をもたらしたばあいには、その首長は解任される。さらに、首長職の候補者は、選挙に先だって、自分の持っている負債額を報告しなければならない。このような措置がとられたにもかかわらず、多くの首長職は、たとえば毎年行なう祭事での出費や首長職を誇示する黄金製の宝器を調達するため、あるいはココア栽培、ゴム栽培または鉱山開発がすすむにつれて激化するようになった、土地の所有権をめぐる訴訟などによって多額の負債をかかえるようになっていたのである。

このような状況にあつて、1940年頃には、首長職のかかえている多額の負債を返済することを条件として首長の選出が行なわれるようになったが、そのようにして首長職に就いた首長は、しばしば重税を課して返済のための資金を調達したので、一般住民の反感を買って解任されるという事態が起こったのである。

さらにまた、この時代には、村長として選出された者はその就任にあたってかれの長老会議に4ポンド13シリング、おなじくアサンテヘネのばあいには93ポンドを寄付しなければならないとされるようになっていたり、いっぽう、アシャンティ地方の各首長は、その格づけに従って、一般の首長は37ポンド4シリング、2級の首長は27ポンド18シリング、3級は18ポンド12シリング、4級では2ポンド7シリングから9ポンド6シリングという金額をアサンテヘネに寄付しなければならなくなっていた。加えて、それらの首長は、就任にあたり、かれの長老や帰属する氏族の成員を供養するために50~200ポンドもの出費も必要となっていたとさえいわれる。

そこで、1級や2級に位置づけられた首長職に就く者の中には、時には800ポンド、あるいは1000ポンドにもおよぶ巨額の出費を余儀なくされ、そのほとんどを借入金によって賄ったのである。

しかし、それらの多額の負債も首長個人の責任とはならず、首長職の負債とされただけでなく、首長は徴収した税金を着服したり、部族地を売却したりするなどして私欲を満たすようになっていった。その結果、一般住民と首長とのあいだの相互不信は、ますます助長され、首長の解任がしばしば行なわれ、首長の地位はきわめて不安定なものとなっていったのである。

III

これまで述べてきたところから明らかなように、著者ブシア博士が、執筆にあたって意図したところは、本書

においてはほぼ全面的に尽くされているといえる。

すなわち、著者は、アシャンティ地方における伝統的政治機構を首長制の中においてとらえようとして、首長の選出の手続きから、その権限に対する長老会議と一般民衆から加えられる諸規制についても豊富な資料を駆使しつつ、それらの実態を明らかにし、首長は伝統的に聖職であって、世俗的権限はほとんど持たないものであったと指摘している。そして、著者は首長選挙に関する叙述の中で、当該地方では「選んだ者（選挙人）は、その選ばれた者（この場合は首長を指す）を解任することができる」という慣習が定着していることを挙げて、アシャンティの首長は、きわめて民主的な方法によって選出されるとともに、首長の専制化が強く阻止される状況にあった点を重ねて強調している。このような著者の首長制に関する見解が、アシャンティの首長をイギリス中世の封建的君主と類似のものであるとする R. S. Rattray などの説に対する批判として提示されたものであることは疑う余地はない。

しかし、重要なことは、アシャンティの伝統的政治機構における首長制を、民主的であるとか、あるいは封建的であるとかというように概念規定することにあるのではなく、その実態をできるだけ正確、かつ客観的に描き出すことでなければならぬとわたくしは思う。

その意味において、著者が主として土地所有制と首長の権限との関係から、首長制の特徴を非封建的であったと主張していることには、説得力の弱さを感じざるをえない。

確かに、著者の強調するように、アシャンティの首長は、単なる土地の管理人にすぎず、土地の譲渡によって封建的身分関係が形成されることはなかったが、土地の譲渡が首長の恣意的配慮のもとに行なわれなかったという証拠は著者によっても明らかにはされていないのである。Rattray とおなじく、著者もアシャンティ地方には強力な軍事組織が存在し、それは他部族に対する侵略と征服にきわめて重要な役割を担っていたとされている。とすれば、軍隊の司令官をも兼ねていたアシャンティの首長が、部下の戦時における功績に応じて土地の譲渡を行ない、その結果、封建的な主従関係が発生しえたかも知れないのである。

このように、著者の主張は、必ずしも十全の論拠にもとづいてなされているとはいえないものがあるが、これまでのアシャンティ研究では、第一人者であるとみなされてきた Rattray のアシャンティ社会、なかんずく「ア

シャンティ連合」(Rattray 自身はアサンテ帝国 “Asante Empire” と呼んでいるが) を封建制社会と規定する説に対して、はじめて真正面からの批判を行なった点で、本書は評価されてしかるべき内容をもっている。

しかしながら、周知のように「封建制とは何か」という問題それ自体が、法制に重点を置くもの、生産様式を基準とするもの、あるいは広く社会体制の全体をとらえようとするものなどによって、それぞれ異なった概念規定がなされており、必ずしも一致した学説は提示されていないのである。その意味において、著者が、中世ヨーロッパの封建制をどのような基準で概念規定したのかを明確にしないまま、アシャンティ社会を「封建制社会ではない」と論断し、それをもって Rattray に対する批判としていることには疑問が残るのである。

このように、本書は、著者の熱意と精力的な努力の結晶であるにはちがいないとしても、あまりにも Rattray 説への批判という姿勢が先走りすぎて、「封建制社会」の概念規定が、あいまいにされているといわざるをえない。

しかし、そのような欠陥にもかかわらず、著者によってきわめて鮮明、かつ総合的に描き出されたアシャンティ社会の首長の機能は、ひとりゴールド・コースト（現在のガーナ）のみならず、他のアフリカ諸国の伝統的な政治構造を考察するにあたって、きわめて有益な示唆となることは明らかである。

（調査研究部 細見真也）